

令和8年4月  
警察庁

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年9月12日から同年10月11日までの間、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、6件の御意見を頂きました。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第6号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年9月12日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 6件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム 6件

電子メール 0件

郵送 0件

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 児童でないこと及び本人を特定する事項の確認方法について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第11条の規定により、インターネット異性紹介事業者は、異性交際を希望する者について、児童でないことの確認を行う必要があるほか、同条ただし書の規定を踏まえ、本人を特定する事項の確認を行っているところ、これらの確認の方法に、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用し、公的個人認証サービスにより行う方法を追加すること（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第5条第1項及び第6条第1項関係）については、

○ 賛成する

といった御意見があったほか、

○ マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを利用し、4桁の暗証番号により、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）及び電子署名データの送信を受け、インターネット異性紹介事業者側で当該情報を検証する確認方法を追加すべき

○ マイナンバーカードの券面アプリケーションを利用し、基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）及び顔写真の画像の送信を受けることによる確認方法を追加すべき

といった御意見がありました。

マイナンバーカードによる年齢等の確認については、暗証番号の入力等、一定の条件を満たすことで、対面・非対面を問わず、確実かつ安全に行うことが可能であり、この点も踏まえ、マイナンバーカードの利活用が推進されているものと認識しております。よって、頂いた御意見も踏まえて改めて検討した結果、確実かつ安全な年齢等の確認が可能な方法として、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーション及び暗証番号を利用する方法等を規則に追加することとします。

2 その他

本規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

○ SNS等のサービスにおいて、児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等についても、法の規制対象とすべきなどの御意見

○ 同性間の交際についても法の規制対象とすべきとの御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

## 修正点について

## 1 主な修正点

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について、以下のとおり修正しました。

意見募集時の案	修正後
<p>【新規追加】</p> <p>【新規追加】</p> <p>【新規則第 6 条第 1 項】 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢若しくは生年月日を証する書面の提示を受け、又はインターネット異性紹介事業者が署名検証者である場合において署名用電子証明書並びに当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢若しくは生年月日に関する</p>	<p>【新規則第 5 条第 1 項第 3 号】</p> <div data-bbox="821 763 1380 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>御意見を踏まえ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書及び券面事項入力補助アプリケーションを利用し、異性交際希望者が児童でないことの確認を行う方法を追加します。</p> </div> <p>【新規則第 5 条第 1 項第 4 号】</p> <div data-bbox="821 1155 1380 1462" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>御意見を踏まえ、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを利用し、異性交際希望者が児童でないことの確認を行う方法（暗証番号を入力する場合に限る。）を追加します。</p> </div> <p>【新規則第 6 条第 1 項】 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。</p> <p>【新規則第 6 条第 1 項第 1 号】 異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。</p> <p>【新規則第 6 条第 1 項第 2 号】 インターネット異性紹介事業者が署名</p>

る情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認することとする。(後略)

【新規追加】

【新規追加】

名検証者である場合において、異性交際希望者から、署名用電子証明書並びに当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該異性交際希望者の住所、氏名及び生年月日に関する情報の送信を受けて、その住所、氏名及び年齢を確認すること。

【新規則第6条第1項第3号】

御意見を踏まえ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書及び券面事項入力補助アプリケーションを利用し、本人を特定する事項の確認を行う方法を追加します。

【新規則第6条第1項第4号】

御意見を踏まえ、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを利用し、本人を特定する事項の確認を行う方法（暗証番号を入力する場合に限る。）を追加します。

## 2 その他

上記修正等に伴い、一部の条文を修正しました。